

# 提供公園に関する手引き

吹田市

平成28年 4月

## 目次

1. 提供公園に関する法令等	3
1-1 都市計画法（抜粋）	3
(1) (公共施設の管理者の同意等) 法第三十二条	3
(2) (開発許可の基準) 法第三十三条	3
(3) (法第三十三条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目) 政令第二十五条	4
(4) (法第三十三条第三項の政令で定める基準) 政令第二十九条の二	4
(5) (公園等の設置基準) 省令第二十一条	5
(6) (公園に関する技術的細目) 省令第二十五条	5
(7) (公園等の設置基準の強化) 省令第二十七条の二	5
1-2 吹田市開発事業の手続等に関する条例（抜粋）	6
(1) (公園、緑地等の整備) 条例第31条	6
(2) (公園、緑地等の整備) 施行規則第25条	6
(3) (公園、緑地等の遊戯施設等の整備) 施行基準第7条	7
1-3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（抜粋）	9
(1) (公園管理者等の基準適合義務等) 法第十三条	9
1-4 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（抜粋）	9
(1) (趣旨) 令第一条	9
(2) (園路及び広場) 令第三条	9
(3) (便所) 令第八条 令第九条 令第十条	11
(4) (水飲場及び手洗場) 令第十一条	12
(5) (掲示板及び標識) 令第十二条 令第十三条	12
2. 提供公園についての協議	12
2-1 提供公園用地	12
(1) 位置、形態	12
(2) 土地の権利	12
2-2 施設、設備、植栽計画	13
(1) 公園計画書	13
(2) 施設計画	14
(3) 給水設備計画	14
(4) 雨水・汚水排水計画	14
(5) 電気設備計画	14
(6) 植栽計画	15
2-3 提出書類	16
(1) 使用材料承諾願	16
(2) 給水、電気引込元及び雨水汚水排水先同意願	16
2-4 協議・調整等	17
(1) 関係部署との協議	17
(2) 協定書等	17

3. 施工における留意点 .....	18
3-1 施工 .....	18
(1) 留意点 .....	18
(2) 中間検査、随時検査の時期及び内容 .....	18
(3) 計画変更 .....	18
3-2 提出書類の作成 .....	18
(1) 工事写真帳 .....	18
(2) 納品伝票綴 .....	18
(3) 客土混合割合報告書 .....	18
4. 完了検査 .....	19
4-1 検査条件 .....	19
(1) 必要書類の提出 .....	19
4-2 検査内容 .....	19
(1) 準備事項 .....	19
(2) 検査基準及び検査の進め方 .....	19
(3) 強制点検 .....	19
5. 帰属または寄附に伴う提出書類及び提出物 .....	20
5-1 提出書類 .....	20
(1) 帰属（寄附）申請書 .....	20
(2) 管理協定書 .....	21
(3) 原図 .....	21
5-2 提出物 .....	22
(1) 図面、調書等データ .....	22
(2) 工具等一式 .....	22
(3) 鍵一式 .....	22
6. 所有権移転、名義変更 .....	23
6-1 権利の移転 .....	23
(1) 土地 .....	23
(2) 公園施設、設備、植栽 .....	23
6-2 名義変更 .....	23
(1) 水道 .....	23
(2) 電気 .....	23
7. 管理協定期間満了に伴う検査 .....	24
7-1 検査の時期及び内容 .....	24
(1) 検査の時期 .....	24
(2) かし担保 .....	24
(3) 枯補償 .....	24

この手引きは、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」第31条に規定する公園、緑地等の整備に関して必要な事項及び手続きに必要な書類等について定めるものである。

1. 提供公園に関する法令等

1-1 都市計画法（抜粋）

(1) (公共施設の管理者の同意等) 法第三十二条

(公共施設の管理者の同意等)

第三十二条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。

(2) (開発許可の基準) 法第三十三条

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一 省略

二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況

ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

ハ 予定建築物等の用途

ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

三～十四 省略

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。

3 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は、公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項の政令で定める技術的細目のみによっては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。

4～7 省略

(3) (法第三十三条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目) 政令第二十五条

(法第三十三条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目)

第二十五条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一～五 省略

六 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

七 開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあつては、国土交通省令で定めるところにより、面積が一箇所300平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。

八 省略

(4) (法第三十三条第三項の政令で定める基準) 政令第二十九条の二

(法第三十三条第三項の政令で定める基準)

第二十九条の二 法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち制限の強化に関するものは、次に掲げるものとする。

一～四 省略

五 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところによるものであること。

イ 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき施設の種類を、公園に限定すること。

ロ 設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の最低限度を定めること。

ハ 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、6パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。

六 第二十五条第七号の技術的細目に定められた制限の強化は、国土交通省令で定めるところにより、設置すべき公園、緑地若しくは広場の数若しくは一箇所当たりの面積の最低限度又はそれらの面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度（6パーセントを超えない範囲に限る。）について行うものであること。

七～十二 省略

2 法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち制限の緩和に関するものは、次に掲げるものとする。

一～二 省略

三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うものであること。

(5) (公園等の設置基準) 省令第二十一条

(公園等の設置基準)

第二十一条 開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあつては、次に定めるところにより、その利用者の有効な利用が確保されるような位置に公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

- 一 公園の面積は、一箇所300平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上であること。
- 二 開発区域の面積が20ヘクタール未満の開発行為のあつてはその面積が1000平方メートル以上の公園が一箇所以上、開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為にあつてはその面積が1000平方メートル以上の公園が二箇所以上であること。

(6) (公園に関する技術的細目) 省令第二十五条

(公園に関する技術的細目)

第二十五条 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 面積が1000平方メートル以上の公園にあつては、二以上の出入口が配置されていること。
- 二 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへいの設置その他利用者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。
- 三 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。
- 四 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。

(7) (公園等の設置基準の強化) 省令第二十七条の二

(公園等の設置基準の強化)

第二十七条の二 第二十一条第一号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の最低限度を定めること。
  - 二 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、6パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。
- 2 第二十一条第二号の技術的細目に定められた制限の強化は、設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の最低限度について行うものとする。

1-2 吹田市開発事業の手續等に関する条例（抜粋）

(1) (公園、緑地等の整備) 条例第31条

(公園、緑地等の整備)

第31条 大規模開発事業者は、事業区域の面積が3,000平方メートル以上であって住宅の建築を目的とする大規模開発事業を行うに当たっては、当該事業区域内に次に掲げる基準に適合するように公園、緑地又は広場を設置しなければならない。

- (1) 事業区域の面積に100分の6を乗じて得た数値の面積を下回らないこと。
- (2) その他規則で定める基準によること。

(2) (公園、緑地等の整備) 施行規則第25条

(公園、緑地等の整備)

第25条 条例第31条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 公園

- ア 平坦な地形、見通し及び日照が確保できるよう配置すること。
- イ 幅員が4メートル以上の公道に接し、かつ、公園の利用者及び管理車両が出入りできること。ただし、市の所有する公園、緑地又は広場（次項において「公園、緑地等」という。）に接する場合で、維持管理上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。
- ウ 地上又は地下の使用又は占有がないこと。ただし、市長が必要があると認めるものにあつては、この限りではない。
- エ 遊戯施設等を有効に配置でき、かつ、矩形に近いまとまりのある形状とすること。
- オ 分散させないこと。ただし、面積が1,500平方メートル以上の場合に限り、2箇所に分散して設置できるものとする。この場合において、一方の面積は1,000平方メートル以上とし、他方の面積は300平方メートル以上とすること。

(2) 緑地

前号に定める基準を準用し、設置すること。

(3) 広場

第1号に定める基準を準用し、設置すること。

(3) (公園、緑地等の遊戯施設等の整備) 施行基準第7条

(公園、緑地等の遊戯施設等の整備)

第7条 規則第25条第2項の別に定める基準は、次のとおりとする。

項 目		基 準 内 容															
遊戯施設	遊 具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべり台、ブランコ、シーソー等これらに類する施設は、当該公園面積や利用形態を勘案し、必要に応じて設置すること。</li> <li>・必要に応じ遊具（特にすべり台、ブランコ等）の下部、周囲に安全対策及びくぼみ防止のための安全マットを設置すること。</li> <li>・都市公園法施行令第6条及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針について」（平成14年3月31日付け公園第315号公園課長通知）を基本とし、社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準（案）JPFA-S:2002」を参考にし遊具の安全確保を図ること。</li> <li>・必要に応じて健康遊具を設置すること。</li> </ul>															
	植栽帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園はその面積の30%程度を緑化すること。</li> <li>・植栽帯の中には勾配をつけないこと。</li> <li>・高低差が出る場合には擁壁や柵などで処理すること。</li> <li>・広場や隣地に客土がこぼれないように配慮すること。</li> <li>・緑視効果の観点から道路側に原則設けること。</li> </ul>															
修景施設	客 土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の生育に適した良質土を用い、下記表に記載されている土被り以上を確保のこと。</li> <li>・できるだけ流用土は使用せず、優良土壌の確保に努めること。</li> <li>・客土は次の割合で土壌改良剤を混入すること。[容積比で（良質土：有機質土壌改良剤：無機質土壌改良剤＝6：2：2）]</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>保水及び排水処理無機質土壌改良剤厚さ</th> <th>客土厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 木</td> <td>40cm以上</td> <td>80cm以上</td> </tr> <tr> <td>中 木</td> <td>30cm以上</td> <td>60cm以上</td> </tr> <tr> <td>低 木</td> <td>20cm以上</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>10cm以上</td> <td>20cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	保水及び排水処理無機質土壌改良剤厚さ	客土厚さ	高 木	40cm以上	80cm以上	中 木	30cm以上	60cm以上	低 木	20cm以上	40cm以上	地被類	10cm以上	20cm以上
	項 目	保水及び排水処理無機質土壌改良剤厚さ	客土厚さ														
	高 木	40cm以上	80cm以上														
	中 木	30cm以上	60cm以上														
	低 木	20cm以上	40cm以上														
	地被類	10cm以上	20cm以上														
	樹 種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水枯れに弱い樹種は、できるだけ植栽しないこと。</li> <li>・事業地及び周辺の状況に応じた樹種を選定すること。</li> <li>・花木や紅葉する樹種を使用するなど季節感の演出に配慮し、市民の木（くすのき）及び、市民の花（さつき）の植栽も検討すること。</li> </ul>															
高木の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高木は、その植栽位置に十分注意し、離隔を確保しておくこと。</li> <li>・隣接地境界や照明設備に近接して高木は植栽しないこと。</li> <li>・東屋、藤棚、時計のそばに高木は植栽しないこと。</li> </ul>																
防根対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路、側溝、広場の付近に樹木を植える場合は、将来樹木の根が構造物を損傷しないよう、防根対策を考慮すること。</li> </ul>																
樹木管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木等の維持管理のため、灌水設備を設置すること。</li> <li>・樹木の活着を図るための、防腐処理等を行った支柱等を設置すること。</li> <li>・フェンス等の付近に樹木を植栽する場合は、50cm程度離隔を確保すること。</li> <li>・公園に植栽する樹木等は、樹名板を設置すること。</li> </ul>																
園路・広場	園路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効幅員は1.2m以上とすること。</li> <li>・平たんかつ滑りにくい舗装材で舗装すること。</li> <li>・縦断勾配は、8%以下とすること。</li> </ul>															
	広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真砂土舗装とすること。</li> <li>・舗装厚は転圧後150mm確保すること。</li> <li>・軟弱な部分や不陸がないように十分転圧を行うこと。</li> <li>・広場の排水勾配は水みちが出来ないように1%以内とすること。</li> </ul>															
休養施設	休息所（東屋、パーゴラ等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000㎡以上の公園には、必要に応じて設置すること。</li> <li>・柱が木製のものは不可。</li> <li>・滑りにくい舗装材で舗装すること。</li> </ul>															
	ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の規模に応じて設置すること。</li> <li>・必要に応じてひじかけ付きのベンチを設置すること。</li> </ul>															
便益施設	水飲み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000㎡以上の公園には福祉対応の製品を設置すること。</li> <li>・水栓は自閉水栓とし、水圧の調整のため、別途水飲み付近に止水栓をつけること。</li> </ul>															
	便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000㎡以上の公園には必要に応じて設置すること。</li> </ul>															
	時計																



管理施設	フェンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、緑地等の敷地周囲には、フェンスを設置すること。</li> <li>フェンス基礎は連続した構造とすること。</li> <li>民有地との境界には、高さ1.8m以上のフェンスを設置すること。</li> <li>多目的広場を設置する場合は、利用者によるボール遊びが予想されるため、隣接する民地にボールの被害が及ばないように防球ネット等の対策を講じること。</li> </ul>
	転落防止柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園利用者等の転落を防止するために必要と認められる区間に設置すること。</li> <li>防護柵の設置基準・同解説〔(平成10年11月社団法人日本道路協会)の基準に準拠して設置すること。〕</li> </ul>
	排水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>側溝はL型側溝を基本とすること。</li> <li>側溝の折れ点には集水柵を設置すること。</li> <li>集水柵の大きさは内寸法で400×500mm、泥だめは150mmとすること。</li> <li>排水管は地中で折り曲げないこと。(VP200mmを標準とする。)</li> <li>雨水の放流先は、原則公共下水道へ直接排水すること。</li> <li>排水は、基本的に公園内で処理する構造にすること。また、排水経路に民地内を通過する場合、その民地との排水同意契約を結ぶものとする。</li> </ul>
	出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内の出入口部は平坦で原則2カ所以上設け、公園内への車両進入防止のため車止めを設置し、必要に応じて單車等の進入を防止する構造とすること。なお、1カ所は管理車両の出入りできる構造とすること。</li> <li>滑りにくい舗装材により舗装すること。</li> <li>車いす使用者が通過することができる構造とすること。</li> <li>公園出入口が、湾曲した道路、交通量が多い道路に接する場合は、公園から自転車、子供等が飛出さない構造とすること。また、車両から出入口が確認できるよう注意看板等を設置すること。</li> </ul>
	スロープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>段差処理を目的とする場合は手摺を設置すること。</li> <li>勾配は8%以下とすること。</li> <li>滑りにくい舗装材により舗装すること。</li> </ul>
	階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>手摺を設置すること。</li> <li>表面は滑りにくい仕上げとすること。</li> <li>階段の起点及び終点には、平たんな部分を設けること。</li> <li>階段の位置を視覚障害者誘導用ブロックの敷設により表示すること。</li> </ul>
	散水	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の規模に応じて設置のこと。</li> <li>散水栓の口径は13mm、散水栓ボックスは鍵付きとすること。</li> <li>散水栓ボックスは植栽帯の中、メーターボックスは園名板の付近に設置すること。</li> <li>給水管はHIVP20mmを標準とする。</li> </ul>
	公園灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の規模に応じて設置すること。</li> <li>配線は地中配線とし、延長が長くなる場合は途中にハンドホールを設置すること。</li> <li>灯具は、市が指定するものをつけること。</li> <li>公園灯の光線が周辺住民や農地に迷惑になる場合もあり、その設置位置には十分注意し、遮光の必要性がある場合は、遮光板を取り付けること。</li> </ul>
	引込柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の引込みは引込柱により行い、材質は公園灯と同様のものを使用すること。</li> <li>引込柱に分電盤を設置し、その回路は自動点滅器及び、タイマーを併用できるものとする。</li> </ul>
	園名板	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる出入口には、吹田市型園名板(裏面注意書き付き)を設置すること。</li> <li>吹田市型以外のものでも設置可能。ただし、別途注意書き看板を設置すること。</li> </ul>
	注意看板(犬猫対策用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の規模に応じて設置すること。</li> <li>吹田市指定のものを設置すること。</li> </ul>
	ごみ箱	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,000㎡以上の公園には必要に応じて設置すること。</li> </ul>
	境界	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界の折れ点ごとに、公園、緑地等側から境界杭又は金属プレート等の境界が明確に判断できるものを設置すること。</li> <li>境界杭等は、公園内の構造物に設置し完了検査時に杭間距離実測を行うものとする。(測量的際、斜面等でテープ計測が不可能な場合は、測量器で測量できるように準備すること)</li> </ul>
	地下埋設物の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水、電線等の地下埋設部分は、その敷設位置を明らかにするため原則埋設表示杭等を折れ点ごとに設置し埋設表示テープも敷設すること。</li> </ul>

1-3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（抜粋）

(1) (公園管理者等の基準適合義務等) 法第十三条

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2～4 省略

1-4 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（抜粋）

(1) (趣旨) 令第一条

(趣旨)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(2) (園路及び広場) 令第三条

(園路及び広場)

第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。

ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

五 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。

ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

七 次条から第十一条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。

(3) (便所) 令第八条 令第九条 令第十条

(便所)

第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- 三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- 一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- 二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第九条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
  - ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
  - ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
  - ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
  - ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
    - (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- 二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- 二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
- 三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
- 四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第一項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

第十条 前条第一項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第八条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(4) (水飲場及び手洗場) 令第十一条

(水飲場及び手洗場)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(5) (掲示板及び標識) 令第十二条 令第十三条

(掲示板及び標識)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- 二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第十三条 第三条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第三条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

2. 提供公園についての協議

2-1 提供公園用地

(1) 位置、形態

- ①関係法令を満足させる位置とすること。
- ②近接しない2箇所以上の出入口が、原則としてすべて公道に接する位置とすること。
- ③出入口の1箇所は幅員が4メートル以上の公道に接し、かつ、公園の利用者及び管理車両が出入りできる形態、幅員とすること。
- ④電気引込元、給水元及び雨水排水先、汚水排水先が、公道を除く提供公園以外の土地を横断しない位置とすること。
- ⑤バリアフリー新法に定める基準に適合する位置、形態とすること。

(2) 公園区域の明示

- ①公園区域は、構造物により視覚的に明示し、境界点には境界杭又は境界プレートを公園側から設置すること。

(3) 土地の権利

- ①提供公園は、原則一筆とすること。
- ②所有権以外の権利（抵当権、借地権、地役権等）が設定されていないこと。

## 2-2 施設、設備、植栽計画

### (1) 公園計画書

- ①別紙1を鑑とし、(表-1)で記載された図書をフラットファイル(サイズ:A4縦、色:緑)に綴じて、正副2部を吹田市長に提出すること。別紙1は正本のみに添付すること。
- ②各図書の前に、インデックス(各図書の項目を記入したもの)が付けられた白紙を差し込むこと。
- ③協議完了後、正は吹田市が、副は開発事業者がそれぞれ所持し、協議完了後に図面が変更する場合や新たに図面の差し込みが必要となる場合は、吹田市担当職員と開発事業者で協議するものとする。
- ④提供公園の面積が1000㎡未満を遊園、1000㎡以上を公園とする。
- ⑤公園計画書が提出されるまでに開発事業者から提示された図面は、全てにおいて決定事項ではない。
- ⑥提供公園標準図に従って設計、施工を行うこと。
- ⑦提供公園標準図において不明な点がある場合は、必ず吹田市担当職員と協議すること。また、提供公園標準図に該当する図面がない場合、吹田市担当職員と協議の上開発事業者で作成すること。
- ⑧平面図には、標準図に従い凡例を記載すること。

(表-1)

番号	図書	縮尺(※1)	用紙		備考
			遊園	公園	
1	公園計画書鑑	—	—	—	(別紙1)とする
2	位置図	1/2500	A3	A3	方位、縮尺、スケールを記載すること
3	土地利用計画図	任意	A3	A3	
4	丈量図	1/150 又は 1/200	A3	A2	提供公園部分のもの
5	計画平面図	1/150 又は 1/200	A3	A2	
6	現況平面図	1/150 又は 1/200	A3	A2	
5	割付平面図	1/150 又は 1/200	A3	A2	
7	施設平面図	1/150 又は 1/200	A3	A2	
8	断面図	1/150 又は 1/200	A3	A2	
9	給水設備平面図	1/150 又は 1/200	A3	A2	
10	雨水・汚水排水平面図	1/150 又は 1/200	A3	A2	
11	電気設備平面図	1/150 又は 1/200	A3	A2	
12	照度分布図	1/150 又は 1/200	A3	A2	
13	植栽平面図(中高木)	1/150 又は 1/200	A3	A2	
14	植栽平面図(低木地被類)	1/150 又は 1/200	A3	A2	
15	緑地求積図	1/150 又は 1/200	A3	A2	
16	管理車両軌跡図	1/150 又は 1/200	A3	A2	
17	施設詳細(構造)図	任意	A3	A2	(※2)
18	占用平面図	1/150 又は 1/200	A3	A2	(※3)
19	部分拡大図	任意	A3	A2	(※4)
20	構造計算書	—	A4	A4	(※5)
21	特定施設設置工事前協議書(公園)	—	—	—	(※6)
22	その他の図面	任意	任意	任意	必要に応じて提出のこと

(※1) 図書番号4～16及び18の縮尺については、提供公園面積が500㎡以下の遊園では1/150、500㎡以上の遊園及び公園では1/200とする。

(※2) カタログの写しや仕様図面は施設詳細(構造)図として認めない。

(※3) 提供公園内に占用物がある場合に提出すること。

(※4) 出入口部分や植栽段処理部分等、施設平面図では配置が分かりにくい場合に提出すること。

(※5) 提供公園内に擁壁等の構造物が設置される場合に提出すること。

(※6) 開発行為に該当する場合、大阪府住宅まちづくり部建築企画課福祉タウン推進グループと協議し、特定施設設置工事前協議書(公園)の副本の写しを添付書類(特定施設事前協議項目表等)と併せて提出すること。

## (2) 施設計画

- ①吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準第7条に従い設置すること。
- ②設置する遊具については、社団法人日本公園施設業協会公園施設団体賠償責任保険に加入しているメーカーのものとする。
- ③設置する施設（遊具を除く）については、生産物賠償責任保険に加入していること。
- ④園名板や注意看板の維持管理に支障がないよう、園名板及び注意看板の前後1m以内には引込柱や公園灯を設置しないこと。
- ⑤傾斜路に設置する手すりは独立型とすること。

## (3) 給水設備計画

- ①吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準第7条に従い設置すること。
- ②散水栓、水飲み、トイレ等を設置する場合は、その直前に止水栓を必ず設けること。また、これらの設備を設ける場合は必ずそれぞれの経路を分けること。
- ③量水器は園名板又は園名石の付近に設置すること。

## (4) 雨水・汚水排水計画

- ①吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準第7条に従い設置すること。
- ②事業区域が合流地域、分流地域であることを問わず、提供公園内では雨水排水と汚水排水を分けること。
- ③集水枦及び汚水枦の枦天端高、管底高を雨水・汚水排水平面図に記載すること。
- ④排水管の延長が長くなる場合、おおむね10mに1箇所集水枦を設けること。
- ⑤水飲み等からの汚水管の延長が長くなる場合、おおむね18mに1箇所点検口を設けること。点検口は、内寸法φ400mm以上の汚水枦とし、底にはインバートを設けずに150mmの泥だめを設けること。

## (5) 電気設備計画

- ①吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準第7条に従い設置すること。
- ②電気設備については、内線規定に従い設計、施工すること。
- ③照明計画について、提供公園内が1ルクス以上の照度を確保できるように公園灯を設置すること。
- ④公園灯はLEDを使用すること。
- ⑤隣地境界付近には原則として公園灯を設置しないこと。やむをえず設置する場合は、遮光板を設けるなどの対策を行うこと。
- ⑥電線管路の延長が長くなる場合、おおむね40mにつき1箇所ハンドホールを設けること。

(6) 植栽計画

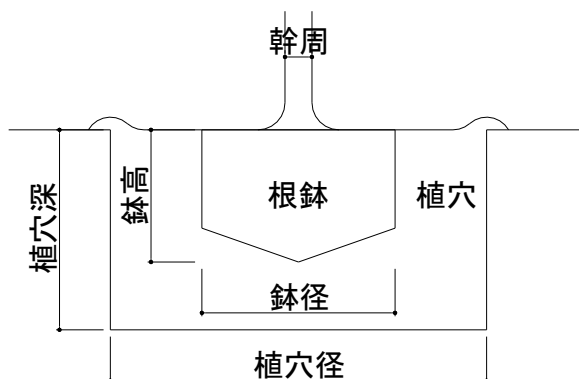
①高木の標準植穴径及び標準鉢容量は（表－2）、中低木の標準植穴径及び標準鉢容量は（表－3）のとおりとする。

(表－2)

形状	幹周 (c m)	鉢径 (c m)	鉢高 (c m)	植穴径 (c m)	植穴深 (c m)	鉢容量 (m <sup>3</sup> )	植穴容量 (m <sup>3</sup> )	客土容量 (m <sup>3</sup> )
高木	10未満	33	25	69	37	0.017	0.090	0.073
	10以上 15未満	38	28	75	40	0.028	0.140	0.112
	15以上 20未満	47	33	87	46	0.061	0.270	0.209
	20以上 25未満	57	39	99	53	0.110	0.440	0.330
	25以上 30未満	66	45	111	59	0.170	0.650	0.480
	30以上 35未満	71	48	117	62	0.210	0.760	0.550
	35以上 45未満	90	59	141	75	0.400	1.340	0.940
	45以上 60未満	113	74	171	90	0.740	2.280	1.540
	60以上 75未満	141	91	207	109	1.320	3.700	2.380
75以上 90未満	170	108	243	128	2.080	5.450	3.370	

(表－3)

形状	樹高 (c m)	鉢径 (c m)	鉢高 (c m)	植穴径 (c m)	植穴深 (c m)	鉢容量 (m <sup>3</sup> )	植穴容量 (m <sup>3</sup> )	客土容量 (m <sup>3</sup> )
中低木	30未満	15	8	29	23	0.001	0.015	0.014
	30以上 50未満	17	10	33	26	0.002	0.022	0.020
	50以上 80未満	20	12	37	28	0.004	0.030	0.026
	80以上 100未満	22	13	41	31	0.005	0.040	0.035
	100以上 150未満	26	16	46	35	0.008	0.057	0.049
	150以上 200未満	30	19	54	40	0.013	0.090	0.077
	200以上 250未満	35	23	61	46	0.022	0.133	0.111
250以上 300未満	40	26	69	51	0.032	0.188	0.156	





- ②客土の混合比率は、真砂土 6 割、有機質土壌改良剤 2 割、無機質土壌改良剤 2 割とする。有機質土壌改良剤とはバーク堆肥や腐葉土をいい、無機質土壌改良剤とはイソライトやパーライトをいう。
- ③低木の植栽密度は 6～8 株/m<sup>2</sup>以上とし、植栽計画平面図に本数を記載すること。
- ④公園灯等照明設備の半径 3～5 m 以内に、中高木は植栽しないこと。
- ⑤四阿、シェルター、パーゴラ、トイレ、時計等の直近に、中高木は植栽しないこと。
- ⑥植栽帯に勾配がある場合、擬木などの堅固な構造物で段処理を施すこと。
- ⑦園路、舗装、側溝等の上部又は直近に中高木を植栽する場合、隔離を考慮し防根対策を行うこと。隔離及び防根対策の方法については、吹田市公園みどり室担当職員と協議し決定すること。
- ⑧低木を広範囲で植栽する場合、植栽帯の中に管理用通路を設けること。管理用通路の位置、形態については吹田市公園みどり室担当職員と協議し決定すること。
- ⑨地被類を植付ける場合は地ごしらえを行い、10 p o t 当り 3. 0 k g のバーク堆肥を床土と混合し、スコップ等で 20～30 c m 耕起してよく反転すること。

## 2-3 提出書類

### (1) 使用材料承諾願

- ①別紙 2 を鑑とし、使用する全ての製品についてカタログのカラーコピー及び製品の標準図（メーカーが提供している図面）を、フラットファイル（サイズ：A 4 縦、色：青）又はパイプ式ファイル（サイズ：A 4 縦、両開き、色：青、とじ厚は任意）に綴じて、公園計画書の協議完了までに 1 部を吹田市長に提出し、承諾を得ること。
- ②各図書の前に、インデックス（各図書の項目を記入したもの）が付けられた白紙を差し込むこと。
- ③使用材料承諾願に添付する製品の標準図は材料を承諾する書類であり、施工図として認めない。

### (2) 給水、電気引込元及び雨水汚水排水先同意願

- ①別紙 3 を鑑として公園計画書の協議完了までに 1 部を吹田市長に提出し、同意を得ること。
- ②電気引込元、給水元及び雨水排水先、汚水排水先は、公道を除く提供公園以外の土地を横断しないこと。

## 2-4 協議・調整等

### (1) 関係部署との協議

- ①吹田市水道部と本管からの分岐や提供公園内に設置する量水器などの給水設備計画について協議すること。
- ②吹田市下水道部と提供公園内に設置する第1公共樹などの排水設備計画について協議すること。
- ③関西電力と電気料金契約種別などの電気設備計画について協議すること。
- ④提供公園の出入口が吹田市道に接道している場合、吹田市道路室と提供公園出入口と接するところについて協議すること。
- ⑤開発行為に該当する場合は、大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課福祉タウン推進グループと大阪府福祉のまちづくり条例に基づく特定施設設置工事事前協議書（公園）について協議すること。
- ⑥事業区域が宅地造成工事規制区域内で、提供公園内に擁壁や石積等が設置される場合、構造や形態等について吹田市開発審査室と協議すること。
- ⑦開発行為に該当し、四阿やトイレなどの建築物を設置する場合については、吹田市開発審査室と都市計画法第三十七条についての協議を行う（開発行為に該当の場合）とともに、吹田市開発審査室と建築確認申請について協議すること。開発行為に該当しない場合については、吹田市開発審査室と建築確認申請について協議すること。
- ⑧事業区域の面積が1ha以上の場合は、大阪府北部農と緑の総合事務所地域政策室と大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境の保全と回復に関する協定について協議すること。
- ⑨その他提供公園の整備に伴い調整が必要となる関係部署と協議すること。

### (2) 協定書等

- ①やむを得ず公園管理車両が民地を通行する場合は、通行同意書を提出すること。また、その位置が確認できる図面と、通行同意が必要になった経緯を添付すること。通行同意書の内容は、分譲等における重要事項説明書に必ず記載すること。
- ②やむを得ず公園内の雨水排水が民地を通過する場合は、排水同意書を提出すること。また、その位置が確認できる図面と、排水同意が必要になった経緯を添付すること。排水同意書の内容は、分譲等における重要事項説明書に必ず記載すること。
- ③やむを得ず提供公園の出入口が民地と接し、公園利用者が民地を通行することになる場合は、誓約書を提出すること。また、その位置が確認できる図面と、誓約書が必要になった経緯を添付すること。誓約書の内容は、分譲等における重要事項説明書に必ず記載すること。
- ④必要に応じて吹田市と開発事業者で協定書を締結するものとする。

### 3. 施工における留意点

#### 3-1 施工

##### (1) 留意点

- ①公園計画書副本は必ず施工業者に承継し、協議済の図面に従って施工を行うこと。
- ②公園計画書において不明な点がある場合は、必ず吹田市公園みどり室担当職員と協議すること。
- ③給水装置工事申込書副本の写し及び給水加入金納入通知書兼領収書の写しを吹田市公園みどり室担当職員に提出すること。
- ④公共下水道施設接続許可申請書の写しを吹田市公園みどり室担当職員に提出すること。
- ⑤電気使用申込書の写しを吹田市公園みどり室担当職員に提出すること。契約種別は公衆街路灯とし、A、B、Cの区別は関西電力株式会社の指示によるものとする。

##### (2) 中間検査、随時検査の時期及び内容

- ①遊具基礎の位置出しが確認できる状況となったときに、遊具の安全範囲について中間検査を行う。
- ②埋設管の敷設や基礎の設置、配筋の確認など、完了検査の時点で容易に確認できない構造物を施工する際に随時検査を行う。

##### (3) 計画変更

- ①施工中にやむを得ず公園計画書の図面と異なる施工をする場合は、吹田市開発事業の手続等に関する条例第25条に規定する開発事業変更協議承認申請書を提出し、協議を行うこと。
- ②吹田市公園みどり室担当職員と協議をせずに公園計画書の図面と異なる施工を行った場合は、速やかに是正すること。

#### 3-2 提出書類の作成

##### (1) 工事写真帳

- ①別紙4を鑑として1部作成し、完了検査までに吹田市長に提出すること。
- ②公園計画書に添付されている全ての施設詳細図について、設計寸法と出来高寸法が確認できる写真を撮影すること。

##### (2) 納品伝票綴

- ①別紙5を鑑として1部作成し、完了検査までに吹田市長に提出すること。

##### (3) 客土混合割合報告書

- ①別紙6を鑑として1部作成し、完了検査までに吹田市長に提出すること。
- ②材料使用前（数量が確認できるもの）、客土攪拌中、施工中、材料使用后（数量が確認できるもの）の写真を必ず添付すること。

## 4. 完了検査

### 4-1 検査条件

#### (1) 必要書類の提出

- ① 帰属（寄附）申請書を完了検査の一ヶ月前を目安に2部提出すること。詳細は5-1（1）を参照のこと。
- ② 管理協定書を完了検査の一ヶ月前を目安に2部提出すること。詳細は5-1（2）を参照のこと。
- ③ 工事写真帳を1部提出すること。
- ④ 納品伝票綴を1部提出すること。
- ⑤ 客土混合割合報告書を1部提出すること。

### 4-2 検査内容

#### (1) 準備事項

- ① 検査時には、施設平面図（出来形）、断面図（出来形）、給水設備平面図（出来形）、雨水・汚水排水平面図（出来形）、電気設備平面図（出来形）、植栽平面図（出来形）、施設詳細（構造）図（出来形）、地積測量図（写し）、その他に吹田市公園みどり室担当職員が指示する図面をそれぞれ2部準備すること。
- ② 低木及び地被類については、検査時に容易に本数が確認できるよう、20株ごとに目立つ色（白色等）の紐で明示しておくこと。端数分についても、目立つ色（白色等）の紐で明示しておくとともに、検査時に吹田市公園みどり室担当職員に報告すること。

#### (2) 検査基準及び検査の進め方

- ① 協議済が確認できる公園計画書の図面（平面図、詳細図）及び、吹田市公園みどり室担当職員から提供する標準図、吹田市開発事業の手續等に関する条例、同施行規則、同施行基準に基づいて施工されているかを検査する。
- ② 検査では、土地や境界に関する事項、植栽に関する事項、施設や設備に関する事項について確認する。指摘事項については、吹田市公園みどり室担当職員が開発事業者と立会して確認する。

#### (3) 強制点検

- ① 埋設される構造物についての工事写真がない場合、検査時に必要箇所の掘削や取壊しなどの強制点検を行う。
- ② 強制点検における復旧に伴う費用については、開発事業者の負担とする。

5. 帰属または寄附に伴う提出書類及び提出物

5-1 提出書類

(1) 帰属（寄附）申請書

- ①（表-4）で記載された図書を、遊園の場合は、フラットファイル（サイズ：A4縦、色：桃）に綴じて、公園の場合は、パイプ式ファイル（サイズ：A4縦、両開き、色：シルバー、とじ厚は任意）に綴じて、正副2部提出すること。
- ②各図書の前に、インデックス（各図書の項目を記入したもの）が付けられた白紙を差し込むこと。
- ③平面図には、標準図に従い凡例を記載すること。

（表-4）

図書	内容	帰属申請書		寄附申請書	
		正	副	正	副
公共施設帰属（寄附）申請書（A3）		○	○	○	○
検査済証	検査完了後、速やかに提出すること	△	△	△	△
特定施設設置工事完了届出書	開発行為に該当する場合、写真を添付して提出すること	△	△	×	×
通行同意書	必要に応じて提出のこと	×	○	×	○
排水同意書	必要に応じて提出のこと	×	○	×	○
誓約書	必要に応じて提出のこと	×	○	×	○
協定書	必要に応じて提出のこと	×	○	×	○
位置図	用紙、縮尺は公園計画書と同じ	○	○	○	○
丈量図（出来形）	用紙、縮尺は公園計画書と同じ	○	○	○	○
割付平面図	用紙、縮尺は公園計画書と同じ	○	○	○	○
施設平面図（出来形）	用紙、縮尺は公園計画書と同じ	○	○	○	○
断面図（出来形）	用紙、縮尺は公園計画書と同じ	×	○	×	○
給水設備平面図（出来形）	用紙、縮尺は公園計画書と同じ	×	○	×	○
雨水・汚水排水平面図（出来形）	用紙、縮尺は公園計画書と同じ	×	○	×	○
電気設備平面図（出来形）	用紙、縮尺は公園計画書と同じ	×	○	×	○
植栽平面図（中高木）（出来形）	用紙、縮尺は公園計画書と同じ	×	○	×	○
植栽平面図（低木地被類）（出来形）	用紙、縮尺は公園計画書と同じ	×	○	×	○
緑地求積図（出来形）	用紙、縮尺は公園計画書と同じ	×	○	×	○
施設詳細（構造）図（出来形）	用紙、縮尺は公園計画書と同じ	×	○	×	○
その他の図面	用紙、縮尺は公園計画書と同じ 必要に応じて提出のこと	×	○	×	○
構造計算書（出来形）	必要に応じて提出のこと	×	○	×	○
給水装置しゅん工図（届）副本		×	△	×	△
給水装置工事検査書		×	△	×	△
流量計算書（出来形）		×	○	×	○
電圧降下計算書（出来形）		×	○	×	○
境界点写真	全ての境界点について接写すること	○	○	○	○
多角点網（トラバー）図		×	○	×	○
公図	分筆済のもの	○	△	○	△
土地所在図	分筆済のもの	○	△	○	△
地積測量図	分筆済のもの	○	△	○	△
全部事項証明書（土地）	分筆済であり、公園へ地目変更済のもの	○	△	○	△
登記承諾書		○	△	○	△
登記原因証明情報		○	△	○	△
印鑑証明書	最新のもの	○	△	○	△
代表者事項証明書	最新のもの	○	△	○	△
筆界確認書		△	△	△	△
施設保証書	市が指示する主要施設について提出すること	×	○	×	○
樹木枯補償書		×	○	×	○
関係部署との協議録	必要に応じて提出のこと	×	○	×	○

※正、副の記号内訳 ○・・・原本の提出 △・・・写しの提出 ×・・・不要

(2) 管理協定書

- ①提出時期は完了検査の一ヶ月前を目安とする。
- ②(表-5)で記載された図書を、フラットファイル(サイズ:A4縦、色:黄)に綴じて、正副2部提出すること。
- ③各図書の前に、インデックス(各図書の項目を記入したもの)が付けられた白紙を差し込むこと。

(表-5)

図書	内容
管理協定書(A3)	
施設調書	
植栽調書	
位置図	用紙、縮尺は公園計画書と同じ
丈量図(出来形)	用紙、縮尺は原図と同じ
施設平面図(出来形)	用紙、縮尺は原図と同じ
断面図(出来形)	用紙、縮尺は原図と同じ
給水設備平面図(出来形)	用紙、縮尺は原図と同じ
雨水・汚水排水平面図(出来形)	用紙、縮尺は原図と同じ
電気設備平面図(出来形)	用紙、縮尺は原図と同じ
植栽平面図(中高木)(出来形)	用紙、縮尺は原図と同じ
植栽平面図(低木地被類)(出来形)	用紙、縮尺は原図と同じ
緑地求積図(出来形)	用紙、縮尺は原図と同じ
占用平面図(出来形)	用紙、縮尺は原図と同じ 必要に応じて提出のこと
その他の図面	用紙、縮尺は公園計画書と同じ 必要に応じて提出のこと

(3) 原図

- ①検査合格後、(表-6)で記載された図書(第1原図:マイラー)及びそのA3縮小版(第2原図:トレーシングペーパー)を丸筒に入れて、1部提出すること
- ②用紙、縮尺は公園計画書と同じものとする。

(表-6)

図書	縮尺	用紙		備考
		遊園	公園	
丈量図(出来形)	1/150 又は 1/200	A3	A2	提供公園部分のもの
割付平面図(出来形)	1/150 又は 1/200	A3	A2	
施設平面図(出来形)	1/150 又は 1/200	A3	A2	
断面図(出来形)	1/150 又は 1/200	A3	A2	
給水設備平面図(出来形)	1/150 又は 1/200	A3	A2	
雨水・汚水排水平面図(出来形)	1/150 又は 1/200	A3	A2	
電気設備平面図(出来形)	1/150 又は 1/200	A3	A2	
植栽平面図(中高木)(出来形)	1/150 又は 1/200	A3	A2	
植栽平面図(低木地被類)(出来形)	1/150 又は 1/200	A3	A2	
緑地求積図(出来形)	1/150 又は 1/200	A3	A2	
占用平面図(出来形)	1/150 又は 1/200	A3	A2	必要に応じて提出のこと
その他の図面(出来形)	任意	任意	任意	必要に応じて提出のこと

## 5-2 提出物

### (1) 図面、調書等データ

- ①完了検査後に、出来形図面、調書、境界点写真、その他吹田市公園みどり室担当職員が指示する図書のデータについて、CD-Rに保存しCDケース共に速やかに提出すること。
- ②図面のファイル形式は、原則としてAutoCAD LT 2000/ AutoCAD 2000 (\*.dwg)とする。ただし、(\*.dwg)での提出が不可能な場合は、ファイル形式を(\*.dxf)としてもよい。
- ③境界点の写真データはファイル名を地籍測量図の点番号と同じにすること。

### (2) 工具等一式

- ①遊具やベンチなどの施設に附随する工具を一式提出すること。
- ②管理協定期間満了後、速やかに提出すること。

### (3) 鍵一式

- ①車止め南京錠及び分電盤に付随する鍵は、完了検査後、速やかに提出すること。
- ②散水栓ボックス、散水栓に付随する鍵及び部品を枯補償期間満了後、全て提出すること。

## 6. 所有権移転

### 6-1 権利の移転

#### (1) 土地

帰属（寄附）日をもって、提供公園の土地所有権を開発事業者から吹田市に移転する。

#### (2) 公園施設、設備、植栽

帰属（寄附）日をもって、提供公園内の施設、設備、植栽を開発事業者から吹田市に移転する。ただし、占用物等他に管理者がある場合はこの限りでない。

### 6-2 名義の変更

#### (1) 水道

- ① 水道料金について、帰属（寄附）日以前は開発事業者が、帰属（寄附）日以降については吹田市が料金を支払うこと。また帰属（寄附）日をもって、吹田市の名義とすること。
- ② 帰属（寄附）日から3日前までに開発事業者が水道閉栓手続きを行い、公園みどり室へ報告すること。報告を受け次第速やかに、水道開栓の手続きを公園みどり室で行うこと。水道開栓手続きの起案の日付は帰属（寄附）日とし、決裁日も同日とすること。

#### (2) 電気

- ① 電気料金について、帰属（寄附）日以前は開発事業者が、帰属（寄附）日以降については吹田市が料金を支払うこと。また帰属（寄附）日をもって、吹田市の名義とすること。
- ② 帰属（寄附）日から3日前までに開発事業者が電気廃止手続きを行い、公園みどり室へ報告すること。報告を受け次第速やかに、電気開始の手続きを公園みどり室で行うこと。電気開始手続きの起案の日付は帰属（寄附）日とし、決裁日も同日とすること。



## 7. 管理協定期間満了に伴う検査

### 7-1 検査の時期及び内容

#### (1) 検査の時期

①管理協定期間満了前に、吹田市公園みどり室担当職員と開発事業者とで日程調整して決定する。

#### (2) かし担保

①かしの判断については、吹田市公園みどり室担当職員と開発事業者とで立会を行い決定する。

②施工不良によるかしについては、管理協定書の規定に基づき開発事業者の負担により修補すること。

#### (3) 枯補償

①枯死または形姿不良となった樹木については当初植栽した樹木と同等またはそれ以上の規格のものに植え替えること。枯死または形姿不良については、吹田市公園みどり室担当職員と開発事業者との立会で判定する。

②植え替えの時期については吹田市公園みどり室担当職員の指示に従い、植え替え後、速やかに枯補償完了届を1部提出すること。

③植え替えの対象となった枯死または形姿不良の樹木については、開発事業者で撤去、処分すること。